

★記帳点検に際してお持ちいただくもの★

会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の方

- ノート型パソコン又はバックアップデータの入ったUSBメモリ
- 事業用預貯金通帳

青色申告特別控除額が65万円（または55万円）の方

- 振替伝票
- 総勘定元帳（補助簿を含む）
- 月別合計残高試算表
- 事業用預貯金通帳

青色申告特別控除額が10万円の方

- 現金出納帳
- 経費帳
- 事業用預貯金通帳
- その他備付帳簿
- 月別集計表

その他会計ソフト利用の方

会計ソフトがインストールされたパソコンかバックアップデータの入ったUSBをご持参ください。クラウド会計ソフトを利用の方は当会パソコンからログイン、もしくはご持参されたパソコンよりログインして記帳点検させていただきます。

そ の 他

- 【借入金のある方】返済予定表
- マイナンバーカード及びカードのパスワード
- 【不動産所得のある方】入退居があった場合の契約書（賃貸料等の明細が分かるもの）
- 1個10万円以上の資産の購入をした場合、減価償却資産の登録をします。消費税課税業者の方（インボイス登録された方含む）は納税額が変わる可能性があるため、注文書や請求書をご持参下さい。

- 今年度新たに住宅を購入された方（住宅借入金控除該当の方）
- 土地、建物の売却等をされた方

上記申告のある方は、税務署にて書類作成が必要です。該当される場合には、当会で必要書類の確認を致しますので、早めのご相談をお願い致します。